

## 2、木津町鹿背山区郷蔵から見つかった資料

田中淳一郎（技師）

### はじめに

相楽郡木津町鹿背山区は、資料館の木津川対岸にあり、万葉集にも詠まれた歌枕「鹿背山」の西側を占める集落である。鹿背山は、江戸時代に建てられた郷蔵が、木津小学校の鹿背山分校や公民館などととも、集落のほぼ中央にあることでも、よく知られていた。ところが、この郷蔵は、鹿背山区として維持管理していくことができなくなったこと、隣接する老朽化した公民館（旧戸長役場）の建て替えによって、ついに1991年解体されてしまうことになった。

郷蔵には、村の古文書や郷蔵の棟札、板絵図などが納められていたことがわかっていたが、今回の解体にともなって、新資料の発見があった。一つは、竹筒状の年貢納入に関する竹の札と、もう一つは、地租改正のための測量時に使用された杭である。このたび、これらの郷蔵関係の資料が一括して当館に寄託されたので、紹介していきたい。

なお、解体された郷蔵は、鹿背山在住の青木正昭氏がひきとられ、現在、自地内において再建されている。

### 1. 江戸時代の鹿背山村

最初に江戸時代の鹿背山村について、かつては郷蔵に保管されていた鹿背山区有文書に基づいて、概括しておこう。<sup>(注1)</sup>鹿背山村は、村高 508石余の村であるが、その内約 200石は荒地という山間の農村である。領知関係については江戸時代初頭は不明だが、1649（慶安2）年から全村一条輝子の化粧料となり、1717（享保2）年から、一条家領と幕府領とにほぼ二分された。さらに、幕府領は、1773（安永2）年に2つの女院領と幕府領の3つ

に分かれ、幕末期にはさらに細分されていく。しかし、これらはもと幕府領ということで、また女院領であっても幕府領と同じく京都代官支配ということもあり、一つの株として、まとまっていたようである。

家数は 100軒程度、人口は 500人ほどで推移している。田の稲のほか、畑では蕎麦、粟、大豆、里芋、茶などを栽培している。

1717年に一条家領と幕府領の2株に分かれるとき、田畑・屋敷は甲乙なく仕分け、百姓は鬮取りにてその所属を決めた。<sup>(注2)</sup>実際にこのときに作成された「一条様領、御蔵入高分帳」<sup>(注3)</sup>を見ていくと、各農民の持ち高は、各人とも一条家領と幕府領との領知石高の比率に応じて、ほぼ4対3に分けられている。この株分けによる百姓の帰属について、当館が編集発行した『関西文化学術研究都市開発地区緊急民俗調査報告書』では、「各家は、一条家領か幕府領かどちらかに所属していた。この区分は、その家の持高の内、どちらかの面積が多いかで分かれていた」としているが、<sup>(注4)</sup>明らかに誤りである。ここに訂正しておく。

2株に分けられ、いわゆる相給<sup>あいぎゅう</sup>の村落となったことは、村にとって非常に大きな構造の変化であった。庄屋が二人になり、氏神の籠り屋が2つに分かれるなど村落生活にも影響があった。次に見るように、郷蔵の構造にも相給の構造が反映しているのである。

### 2. 鹿背山村の郷蔵

郷蔵とは、江戸時代に各村々に置かれ、年貢米を一時保管するための蔵である。かつてはどの村にもあったものだが、現在まで残っているものは少ない。鹿背山のほか、近辺では加茂町大野の西明寺境内に現存している。



### 解体前の鹿背山区郷蔵

また、加茂町観音寺の現在の集会所のところに、かつては書記蔵と呼ばれて郷蔵が建てていたことが知られている。<sup>(注5)</sup>

鹿背山の郷蔵は、現存するものは1810（文化7）年に建造されたものであることが、棟札によって確認できる。また、同年の「御蔵普請さや綱寄帳」と題する帳簿があり、村人95名が郷蔵の二重構造の屋根である鞘組<sup>さやぐみ</sup>に使用する綱を持ち寄ったことが知られる。

もちろんそれ以前から郷蔵はあった。1717（享保2）年の「高分帳」<sup>(注6)</sup>には、「郷蔵屋敷」として「上畑一畝廿歩 二斗一升六合」の記載がある。以後幕府領分では、幕末まで1畝20歩（50坪）の郷蔵敷が確認される。これに対して、一条家領分では、土地台帳等に郷蔵敷は明記されていない。郷蔵の敷地は、幕府領にのみあったようである。<sup>(注7)</sup>

現存の郷蔵は、桁行10.8 m（11間）、梁行3.9 m（4間）、土蔵造、切妻造で、ほぼ中央に土壁の間仕切りがあり、2室に分けられている。<sup>(注8)</sup>このため長辺の一方に出入口が2箇所並んで設けられている。この点が、この郷蔵の一番の特徴である。つまり、領主別に使

用区分があり、向かって右側が幕府領、左側が一条家領の年貢を納める蔵とされていたのである。

近代になると、年貢米を一時保管するという郷蔵の機能は不要となる。したがって多くの村ではしだいに郷蔵は廃棄されていく。ところが、鹿背山の場合、1881（明治14）年12月に、郷蔵の隣に戸長役場がつくられ、<sup>(注9)</sup>その倉庫として郷蔵が利用されることになり、その後戸長役場が公民館となっても、区の倉庫として現在まで利用されてきたのである。郷蔵を、最近まで村の蔵として利用してきた数少ない事例として貴重なものである。

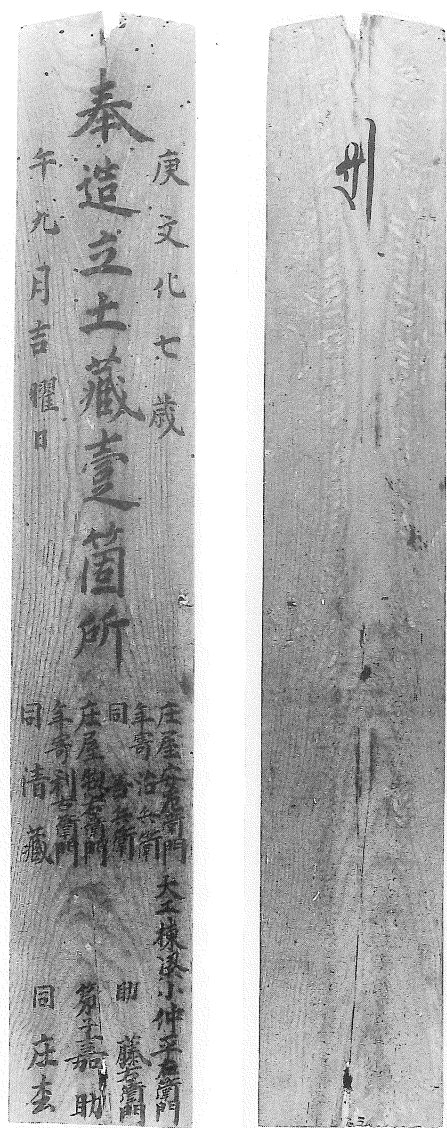
### 3. 棟札と板絵図

郷蔵の棟札は、1810（文化7）年に建立したときのものが残っている。総高59.2cm、下幅9.7 cm、厚さ0.8 cmの桧材のものである。

表に次の銘文がある。

「康文化七歳／奉造立土蔵壹箇所／午九月吉曜日

庄屋安左衛門 年寄治兵衛 同善兵衛／  
庄屋惣右衛門 年寄利右衛門 同清蔵



大工棟梁小仲平右衛門 助藤右衛門 弟子嘉助 同庄松

2組の庄屋年寄の署名があり、幕府領、一条家領双方の郷蔵として建てられたことがわかる。ちなみに安左衛門が幕府領、惣右衛門が一条家領の庄屋である。裏には、梵字が一字書かれているが、判明しない。

また、向かって右側の出入り口に板絵図が打ち付けられていた。この板絵図には、番付と寸法、置屋根部分の絵が描かれている。大きさは、タテ23.7cm、ヨコ81.5cm、厚さ1.0cmである。番付は、右下（建物では正面右端）を基点にして、桁行方向に「壺」から「五」、梁行方向に「イ」から「へ」の組み合わせで表示される。基点が「イノ壺」で、以下「イノ三」「ロノ壺」等である。ただし、「弐」の列は、虫損のため判読できない。この番付は、柱の番付ではなく、置屋根に関するもので、記されている梁間の寸法「七尺一寸五分」も実測寸法とほぼ一致している。<sup>(注10)</sup>

#### 4. 俵上札の竹札

郷蔵の解体過程で新たに見つかったものの一つが、次に紹介する竹札である。竹札が見つかったのは、向かって右側、幕府領側の出入り口の戸袋の中からで、全部で5点見つかった。これらの札の大きさと書かれている文字の読みは、次のとおりである。

郷蔵棟札



郷蔵板絵図



俵上札

①長さ37.5cm、幅1.7cm

「申年御年貢米五斗入小堀中務御代官所城  
州相楽郡鹿背山村米主作左衛門」

②長さ39.4cm、幅1.7cm

「当御年貢米五斗入小堀中務御代官所城州  
相楽郡鹿背山村米主作左衛門」

③長さ40.1cm、幅1.4cm、积文は②に同じ

④長さ37.4cm、幅1.4cm

「当亥御年貢米五斗入城州相楽郡鹿背山村  
米主善兵衛」

⑤長さ39.0cm、幅1.6cm

「当亥御年貢米五斗入城州相楽郡かせ山村  
米主善兵衛」

材質は真竹で、細く割ったものをさらに二つ  
に剥いで用材としている。裏面にはなにも書  
かれていない。

作成年代は、1810年に築造された郷蔵から見つかったこと、鹿背山の幕府領を支配している京都代官が小堀中務正徳であることから、彼の在任期間のものと判断し、代官名があるものは1810年から1822年のあいだのもので、申年は1812年のもの、亥年とあるものは1815年のものと推測される。

このような竹の札については、これまでも実物の紹介例がなく、その呼称についても存知していなかった。文献を調べると、1794年までに著された『ちかたはんれいろく地方凡例録』所収の「五人組帳前書」には、<sup>(注11)</sup>

一御年貢の儀、(中略) 縄俵念入れ、二重菰小口緘等一領同様に仕立、升目欠減無之様念入れ計り立、中札に国郡・村名・年号月日・米主・庄屋・升取名印仕、改め役人姓名印形致し、外札は竹にても木にても表の方に何の年御年貢米、何国何郡何村何の某納め、裏の方に貫目相記し、荏大豆も同然たるべし、

とある。

また、穂積陳重編の『五人組法規集』<sup>(注12)</sup>所収の、1665(寛文5)年の「五人組帳」には、御年貢御蔵入致候時分(中略)、木札に南條勘兵衛御代官所何村誰納と書付致、俵之内にも壺つ入、上にも壺つ付、念を入おさめ可申候事

とある。また、同書所収の1725(享保10)年の「五人組帳前書」は、のちの基準となったものだが、これには、「外札は、木にても竹にても国郡村米主之名斗可記候」とある。これらのことから、江戸時代前期から年貢米の俵には、内と外に札を付けることが義務づけられていたことが知られる。

また、『松原市史』第4巻には、次のような資料が収載されている。1740(元文5)年8月の「年貢米蔵納仕法」と題する文書で、<sup>(注13)</sup>幕府領の代官疋田庄九郎泰永が、その支配下の村々に対して年貢を郷蔵に納めるときの仕法を指示したものである。そのなかに

一俵上札は申御年貢米疋田庄九郎御代官所何国何郡何村米主誰と認、俵之結縄ニゆひ付差込、随分札不落様ニ可仕候とある。ここに「俵上札」として、俵に結わえ付けることを命じられているものが、鹿背山の郷蔵で見つかった竹札と同じ様式である。鹿背山の幕府領は、京都代官小堀氏の支配であるから、代官名を疋田から小堀に替えれば、この文書で指示されているとおりのことが、これらの竹札には記載されていることになる。したがって、本竹札は「俵上札」と呼ばれるべきものと考えられる。

これらのことから、江戸時代の幕府領村々の年貢俵には、すべてこの俵上札が結わえ付けられていたことが知られる。俵は、五斗俵であったことも、確認できた。しかし、管見の限りではあるが、幕府領以外の村の五人組帳等には、俵上札に関する記載が無い。幕府領(代官支配所)に限られた仕法だったのか、さらに検討する必要があるだろう。

この俵上札は、俵が年貢として郷蔵から京都の二条御蔵等に運び出されるときには、取り外して処分されたのだろう。こうして郷蔵のなかに今日まで残されていたことは、全くの偶然と言うしかない。

このように、江戸時代において、竹札がまさに貢納物の付札として使用されていたことが確認できた。俵上札は、日本史上の竹簡の実例として、貴重なものである。

なお、次項に述べる鹿背山区有文書のなかに近代の戸長役場文書を綴り合わせた簿冊が多数ある。これらの文書を綴るときは、バインダーとしても、俵上札とほぼ同幅の竹札が使用されている。あるいは転用されたものだろうか。

## 5. 鹿背山区有文書

鹿背山区有文書は、近世初頭から近代戸長役場時代までの文書1679点である。1834(天保5)年の墨書がある文書箱が残されている

ので、江戸時代には、庄屋が持ち回りしていたものと思われる。近代になり、郷蔵に年貢を納めなくなったこと、戸長役場が郷蔵のとなりに設置されたことなどから、持ち回りだった古文書を郷蔵に納め、役場事務の用に供したものである。

1834年銘の文書箱には、蓋の側面に次の銘文がある。

「村方両株立会諸帳面此箱入置」

「天保五年ノ七月吉日求之 歳番」

また、蓋の裏には、両株庄屋・年寄・百姓代各1名ずつ合計6名の署名がある。このことから、一条家領、幕府領それぞれの村役人が立会いのうえ村の帳面類を改め、この箱に納めたことがわかる。また、「歳番」とあることから、一年交代でこの文書箱が持ち回りされたことが推測される。なお、この箱にいつ頃まで古文書が納められていたのか、今となっては確認できない。

戸長役場時代に作成された文書も合わせて郷蔵に納められてきた区有文書であったが、1965（昭和40）年ころ、一部の文書が散逸するおそれが生じたため、鹿背山西念寺の先住故田辺隆邦師によって、これらの古文書は、西念寺に移され、同寺にて保管されてきた。<sup>(註14)</sup>その後、木津町史編纂事業や府立総合資料館による調査が行われ、写真撮影された。1992年になり、郷蔵の棟札等が当館へ寄託されるのを機として、古文書も本来郷蔵に保管されてきたものであるという事情から、あわせて寄託された。当館では、1993年正月から分類整理と目録作成にかかり、同年3月末までに目録作成作業を完了した。南山城の典型的な相給村落の古文書であり、今後の地域研究に資するところ大である。

鹿背山区有文書の内容については、すでに『木津町史』各巻において紹介されている。文書原本は当館にて公開しているので、活用していただきたい。また、写真版は総合資料館においても閲覧が可能である。

## 6. 戸長役場に転用された地租改正の杭



### 地租改正の親杭

郷蔵の隣には、老朽化した公民館の建物があった。これは、当初は1881（明治14）年に戸長役場として建造されたものである。のちには鹿背山区の公民館として使用されてきたが、老朽化により、この建物も今回解体された。解体過程で、鴨居の部材に転用されていた杭が2本見つかった。この杭には文字や数字が書かれていて、その検討から1876（明治9）年の地租改正にともなう測量のときに使用された杭であることが推定された。

1本は、「字大木谷」とあるもので、長さ185.3cm、10.4×10.1cm角の杭で、4面に次の文字がある。

「第十九号小字大木谷 六十九ヶ所 合段別三町六反貳十五歩 相楽郡第三区鹿背山邨」

「此訳 貳 町 貳十九 歩 田地  
 壹町貳反三畝廿四歩 畑地  
 九 畝 八 歩 宅地」  
 「 五 畝 歩 藪地  
 壹反 貳畝 十九歩 溜池  
 八 畝 十 八 歩 荒地  
 貳 十 壹 歩 養水井戸」  
 「明治九年 丈量検査済（焼印）  
 六月十三日 」

他の1本は、「字南谷」とあるもので、長さ182.5cm、11.0×10.4cm角で、次の文字がある。

「第廿貳号字南谷 八十九ヶ所 合段別三  
 町七反三畝廿七歩 相楽郡第三区鹿背山邨」  
 「此訳 壹町九反貳畝十二歩 田地  
 壹町三反九畝廿壹歩 畑地  
 六 畝 歩 林地」  
 「 三 反 四 畝 歩 溜池  
 壹 畝 廿 四 歩 養水井戸」  
 「明治九年 丈量検査済（焼印）  
 六月十三日 」

これにより、この杭は、1876（明治9）年の地租改正の測量のときに、測量が終了した小字ごとに建てられていったものと思われる。なお、2本とも下地に白色を塗った上に、文字を墨書している。また、現状では、上下端部は、転用のときに切断加工されているために、原形は確認できない。ただ、下端のほうに風化の度合いが著しいので、一定期間建てられていたものと考えられる。

京都府南部では、地租改正の測量は、1875年秋から実施されている。城陽市の市辺区有文書のなかに、地租改正に関わる諸達書をまとめた簿冊が含まれている。<sup>(註15)</sup>その1875年11月23日付の正副戸長からの達に、杭の絵図が掲載されており、長さは6、7尺とし、各面に書くべき事項が指示されている。第1面には、字名と面積の合計、第2面と第3面には宅地、田地、畑地、林地などの地目ごとにその面積を書き、第4面は空けて置くことが命じられ

てる。そして絵図の説明として

「別紙雛形之通、字限り壹ヶ所ニ建杭壹本宛之ヲ取建置、検査ヲ可受候事、  
 但シ字限りニ壹本宛取建ベシ（中略）  
 是ハ地所壹枚ニ壹本宛取建ル畝杭ノ外ナリ」

とある。

今回、鹿背山の戸長役場から見つかった杭には、ここに指示されているとおりの内容が記録されている。さらに空白であった第4面には、検査をした担当役人が日付を書き加え、焼印を押したこともわかる。

地租改正の測量では、田畑一筆ごとに畝杭と呼ばれる小さな杭を建てたことは知られていたが、測量調査の基本単位である小字ごとにも本資料のような杭が建てられていたことが確認された。

この杭については、京都府地券掛からの通達では、「兼て相達置候一字限親杭へ反別ヲ書載打建居候村々も在之」とあり、畝杭に対して「親杭」と称されていたことがわかる。さらには、面積の精算に間違いがあることが多いので、杭を書き替えるのは手数がかかることから、当面は何も記入せずに建てておくように命じている。

この親杭は、土地台帳が作成された時点で、おそらく不用となって廃棄されたのであろう。鹿背山区有文書には、1877（明治10）年の「字限丈量野帳」5冊と同年の「地租改正民図帳」4冊とが現存しており、測量の翌年に土地台帳が整備されているので、この時点で親杭も廃棄されたと考えられる。しかし、丈夫な杭なので再利用のために備蓄していたのか、たまたま1881（明治14）年に建築された戸長役場の部材として転用されたために今日まで残ったのである。この杭は、全国的にも、他に残存例の少ない貴重な歴史資料である。なお、この杭2本については、当館に寄付していただいた。

おわりに

以上みてきたように、鹿背山の郷蔵には、貴重な村の資料が保管されてきた。そのなかでも、俵上札と地租改正の杭は、これまで他に紹介例のない珍しいものである。もちろん郷蔵それ自体が今日まで使用され続けてきたことも、特筆すべきことである。

西念寺現住職田辺英夫氏によると、郷蔵のすぐ前の広場には、江戸時代には高札場こうきつばがあったと言いつづられているそうである。近代になると、郷蔵の隣に戸長役場ができ、さらに隣接する浄教寺という寺が木津小学校の分教場として利用される。のちには、それぞれ鹿背山の公民館と鹿背山分校になる。鹿背山村における郷蔵の位置が、村人にとって非常に重要な場所であったことが感じられる。残念ながら、鹿背山区として、郷蔵を維持管理できなくなったために、解体されてしまったのだが、江戸時代の村落景観を考えると、郷蔵の果たしていた役割を知るうえで、たいへん興味深い一事例であったといえるであろう。郷蔵があった位置とその周囲の景観の記憶は、忘れないようにしたいものである。

本稿作成にあたり、田辺英夫氏、福島雅蔵氏、福田栄治氏、大畑忠氏には、御教示、御協力をいただいた。記して謝意にかえたい。

(注1) 木津町編『木津町史』本文編、1991、参照

(注2) 1729(享保14)年3月「一条様御家領鹿背山村田畑名寄帳」

(注3) 1717(享保2)年11月、『木津町史』史料篇2、1986、671ページ

(注4) 当館編『関西学術文化研究都市開発地区緊急民俗調査報告書』、1990、105ページ

(注5) 加茂町『年表加茂町の歴史と文化』、1986

(注6) 鹿背山区有文書

(注7) 鹿背山区有文書

(注8) 京都府教育庁文化財保護課建造物係による調査資料を参考にした。

(注9) 鹿背山区有文書

(注10) (注8)に同じ

(注11) 『地方凡例録』下巻、近藤出版社、1969、104ページ

(注12) 穂積陳重編『五人組法規集』、有斐閣、1921

(注13) 松原市『松原市史』第4巻、1974、655ページ

(注14) 現西念寺住職田辺英夫氏の御教示による。

(注15) 市辺区有文書『地租改正ニ付御達写簿 第壱号』。本文書の閲覧にあたり、城陽市教育委員会主幹大畑忠氏には、特別の御配慮をいただいた。

(注16) 同上